

阪南市の地域・伝統行事を活用したインバウンド消費の拡大向上推進業務 仕様書

1. 業務名称

阪南市の地域・伝統行事を活用したインバウンド消費の拡大向上推進業務

2. 業務目的

阪南市は、関西国際空港から電車で 20 分の至近の距離にあり、大阪市内からも 40 分で訪れることができる位置にありながら、インバウンド誘客に対し①知名度不足、②観光インフラ（受入体制）の未整備、③観光資源と深くかかわる暮らし文化をつなぐストーリーがぜい弱で情報発信不足等、その利点を十分に活用できていないなど課題がある。

そのため、本業務は国土交通省観光庁所管の「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大向上推進事業」の採択を受けて、今後も見込まれる訪日インバウンドに向け、阪南市商工会や（一社）阪南市観光協会をはじめとする、阪南市内の観光事業者が連携して、阪南市の地域・伝統行事を活用したこれまでにないインバウンド需要を創出する特別な体験コンテンツ造成について販路開拓まで一貫した支援を実施する事業である。

具体的には、毎年 10 月に伝統芸能である地車（やぐら）が一堂に会す「やぐらパレード」において特別観覧席を設置しご覧いただくプランの造成販売、またやぐらの宮入や神輿渡御を身近に体験いただけるプランの造成販売、さらには試し曳き日などを活用したやぐら体験ができるプランの造成販売を行うとともに、大阪最古の酒蔵、自然豊かな阪南市の特産品である大阪湾で初めて養殖に成功した牡蠣などの海産物や、G20 大阪サミットで各国首脳にもふるまわれた黒毛和牛等を活用することでインバウンドの誘客、高付加価値化による観光消費の拡大を図ることを目的として実施するものである。

3. 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

4. 業務内容

（1）地域・伝統行事を活用したインバウンド向け体験型コンテンツの造成・販売

①コンテンツの磨き上げと造成

ア. 基本事項

10 月 6 日（日）に阪南市役所前で行われる「やぐらパレード」、10 月 13 日（日）の「波太神社での宮上がり」、10 月 14 日（月・祝）の「神輿渡御」を活用し、インバウンド向けに体験コンテンツを磨き上げ、ただ体験するだけではなく、文化・伝統の理解を深めていただけるような特別、かつ、高付加価値なコンテンツを造成すること。またコンテンツの販売価格は一般的なものと比較して、単価が 3 倍以上になる高付加価値化の取組を行うものであること。

イ. 業務内容

- i. 10 月 6 日（日）に阪南市役所前で実施されるやぐらパレードを活用した高付加価値なコンテンツを 1 件以上造成すること。

- ii. 10月13日（日）に波太神社にて行われる宮上がりを活用した高付加価値なコンテンツを1件以上造成すること。
- iii. 10月14日（月・祝）に海老野浜にて行われる神輿渡御を活用した高付加価値なコンテンツを1件以上造成すること。
- iv. 上記コンテンツに阪南市の食材を掛け合わせた提案をすること。

②コンテンツ実施による実証

ア. 基本事項

造成したコンテンツをインバウンド向けに販売し、ニーズの把握や、観光コンテンツの更なる磨き上げを図り、評価データを得ること。
なお、内容については提案のうえ阪南市と協議すること。

イ. 業務内容

i. 造成コンテンツの実施

造成コンテンツの調整・運営全般について、受託者が責任をもって受託費用内で実施すること。

ii. アンケート調査の実施及び効果検証

コンテンツ参加者にアンケート調査を実施し、効果検証を行うこと。効果検証に当たっては、参加者の意見等を分析し、インバウンドニーズを把握するとともに、将来に向けた魅力的な観光コンテンツの磨き上げを図り、本コンテンツの旅行商品化に結び付けること。

iii. 販売手法に関しては、主要な海外OTAを少なくとも3社以上使用すること。

（2）造成したコンテンツのタリフ作成と販路検討

①実証結果を基にしたタリフ作成と販路検討

ア. 基本事項

造成したコンテンツの参加者や事業者等から得た商品性の評価を踏まえて、コンテンツのブラッシュアップを行い、コンテンツタリフを作成すること。

加えて、次年度以降の販路について検討を行い、販売戦略を構築し、（一社）阪南市観光協会HP及び海外主要OTAにて販売すること。

イ. 業務内容

i. コンテンツタリフの作成

実証結果を踏まえ、コンテンツタリフを作成すること。なお、項目については、提案のうえ阪南市とも協議すること。

ii. 販路及び販売戦略の検討

今後の時勢を見据えた具体的な販路及び販売戦略の提案を行い販売すること。

（3）情報発信・プロモーションの実施

①効果的な情報発信・プロモーションの実施

ア 基本事項

旅マエ、旅ナカで放送メディア、パブリシティ、航空会社や周辺ホテル等も含め、効果的な情報発信を行えるよう、動画、写真及びポスター、パンフレット、フライヤー

一等の情報発信素材を制作し、国内外に発信すること。

また、SNS（AIの活用、アプリ含む）等やWEBコンテンツを活用するなど販路拡大に向けたプロモーションを実施すること。

プロモーション実施に際し、情報発信素材を制作する場合、継続的に使用できる汎用性の高いものが望ましい。

イ 業務内容

i. 情報発信素材の制作

これまでのインバウンドまたは、祭事に対する実績や分析結果を踏まえ、適切な情報発信素材を提案し、阪南市と協議のうえ制作すること。

ii. 情報発信の実施

旅マエ、旅ナカにおいて、これまでのインバウンドまたは、祭事に対する事業実績や分析結果を踏まえ、旅行案内所や公共交通機関、観光交流拠点など、インバウンドに効果的に訴求できる場所において、情報発信手法、情報発信先を提案し、阪南市と協議のうえ実施すること。

インバウンドまたは祭事に対する実績が無い場合は、それらに変わる実績をもとに情報発信を提案すること。

また、ランドオペレーター、旅行会社と連携しツアー行程に組み込んでもらうよう交渉を行うこと。

（4）その他独自提案について

上記業務内容について、それぞれ独自提案があるものが望ましい。

5. KPI

事業による成果を評価できるよう、次の項目をKPIとして設定することから、受託者は達成に向けて、業務委託の内容に加え、創意工夫すること。

●アウトプット

（1）コンテンツ①有料特別観覧席 専用ガイドうちわ付

設定数 200 席 → 販売目標 200 名

（2）コンテンツ②有料特別観覧席 阪南めぐみ弁当・専用ガイドうちわ付

設定数 50 席 → 販売目標 50 名

（3）コンテンツ③語り部とめぐる ‘やぐら宮入’ 体感 設定数 15 名 → 販売目標 15 名

（4）コンテンツ③語り部とめぐる ‘神輿渡御’ 体感 設定数 15 名 → 販売目標 15 名

（5）コンテンツ④語り部とめぐる ‘やぐら体験’ と大阪最古の酒蔵堪能

設定数 10 名 × 2 日間 → 販売目標：各日 10 名

（6）海外主要 OTA 3 社にて、最低 1 カ月以上は販売すること。

（7）コンテンツに参加したインバウンド全員のアンケート回収を行うこと。

（8）ガイドうちわについては地域の紹介・説明や多言語化の他、「年月日」と「祭りの名前」を入れること。

●アウトカム

（1）コンテンツ参加者満足度 80%（7段階評価（大変満足、満足、やや満足、普通、やや不

満、不満、大変不満) でやや満足以上の%)

- (2) 祭りへのインバウンド来場者数目標 300 名以上

6. 業務の進め方

- (1) 受注者は、本業務に先立ち、事業実施計画、実施体制計画、業務スケジュール等を契約日から 10 日以内に作成し、阪南市の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受注者は、阪南市が業務の進捗状況を把握するために資料等を要求した場合は速やかに対応すること。また、阪南市や関係団体の要請に応じて別途開催される会議がある場合には必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること。
- (3) 本業務が持続的にインバウンドの誘客性向上につながるよう、受注者は、尾崎駅周辺を対象としたエリア価値の向上として、公民連携でまちづくりを進めるアクションプランの検討を目的に、令和 6 年度に阪南市が実施する「尾崎駅周辺まちづくり戦略検討支援業務」に係る受注者の取組に協力すること。
- (4) その他、観光庁「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」の公募要領、Q&A 集、マニュアル等を遵守するとともに、観光庁から指示される事項について、阪南市と協議のうえ実施すること。

7. 成果品の提出

- (1) 成果品

ア. 業務報告書

本業務での実施結果を踏まえ、阪南市におけるインバウンド誘客及び消費拡大につながる魅力的な観光コンテンツの造成を図るための提言をまとめた報告書を提出すること。(開発コンテンツの実施状況、タリフ等を含む) 2 部 (A4 ファイル形式)

- イ. 同報告書の電子データ 1 部 (CD-ROM 又は DVD-ROM、修正・印刷が可能な様式で納品)
ウ. その他発注者が必要と認める書類

- (2) 契約不適合があった場合

受注者は、本業務完了後であっても成果品に契約の内容に適合しないものが発見された場合、発注者に不相当な負担を課すものでないときには、速やかに発注者の必要と認められる修正等を受注者の負担において行うものとする。

- (3) 提出期限

令和 6 年 11 月 5 日 (火)

8. 検査完了

受注者は、業務が完了(成果品の納入)したときにその旨を発注者に通知し、業務の完了を確認するための検査を受けなければならない。阪南市から観光庁へ事業全体の報告書を提出した後、観光庁から修正依頼があった場合、その対応に協力すること。

9. 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱

「業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

- (2) 受注者は、本業務を阪南市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守させなければならない。

10. 再委託の禁止

受注者は阪南市の承認を得ないで、再委託をしてはならない。

11. 調査等

阪南市は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに協力しなければならない。

12. その他留意事項

- (1) 受注者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務に係る内容は、本仕様書によるもののほか、契約後詳細な打合せにより、阪南市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、阪南市と受託者が協議して定めるものとする。
- (4) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかなければならない。